

厚岸町規則第23号

厚岸町職員単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町職員単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則

厚岸町職員単身赴任手当支給規則（平成2年厚岸町規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「6,000円」を「8,000円」に改め、同項第2号中「13,000円」を「16,000円」に改め、同項第3号中「20,000円」を「24,000円」に改め、同項第4号中「26,000円」を「32,000円」に改め、同項第5号中「33,000円」を「40,000円」に改め、同項第6号中「38,000円」を「46,000円」に改め、同項第7号中「43,000円」を「52,000円」に改め、同項第8号中「48,000円」を「58,000円」に改め、同項第9号中「53,000円」を「64,000円」に改め、同項第10号中「58,000円」を「70,000円」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。